

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成20年2月14日(2008.2.14)

【公開番号】特開2005-191009(P2005-191009A)

【公開日】平成17年7月14日(2005.7.14)

【年通号数】公開・登録公報2005-027

【出願番号】特願2004-372633(P2004-372633)

【国際特許分類】

H 0 1 J 11/02 (2006.01)

【F I】

H 0 1 J 11/02 B

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月20日(2007.12.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

グリーンシートとパネルをラミネートしてなる誘電層を含むプラズマディスプレイパネルにおいて、

前記グリーンシートは、ガラス粉、分散剤、結合剤、可塑剤、および界面活性剤を含むことを特徴とするプラズマディスプレイパネル。

【請求項2】

前記界面活性剤は、フッ素系列の化合物であることを特徴とする請求項1記載のプラズマディスプレイパネル。

【請求項3】

前記界面活性剤は、シリコン系列の化合物であることを特徴とする請求項1記載のプラズマディスプレイパネル。

【請求項4】

前記グリーンシートにおいて、前記界面活性剤の組成比は、0.1%以上2%以下であることを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載のプラズマディスプレイパネル。

【請求項5】

プラズマディスプレイパネルを製作するのに使われるグリーンシートにおいて、前記グリーンシートは、ガラス粉、分散剤、結合剤、及び可塑剤を含み、かつ、界面活性剤をさらに含むことを特徴とするグリーンシート。

【請求項6】

前記界面活性剤は、フッ素系列の化合物であることを特徴とする請求項5記載のグリーンシート。

【請求項7】

前記界面活性剤は、シリコン系列の化合物であることを特徴とする請求項5記載のグリーンシート。

【請求項8】

前記グリーンシートにおいて、前記界面活性剤の組成比は、0.1%以上2%以下であることを特徴とする請求項5～7のいずれかに記載のグリーンシート。

【請求項9】

第1のガラス基板と、

前記第 1 のガラス基板に対向して配置された第 2 のガラス基板と、
前記第 1 のガラス基板上に形成されたサステイン電極と、
ガラス粉、分散剤、結合剤、及び可塑剤を含み、かつ、界面活性剤をさらに含み、
前記サステイン電極を覆う第 1 の誘電体層と、
前記第 2 の基板上に形成されたアドレス電極と、
前記アドレス電極を覆う第 2 の誘電体層と、
前記第 2 の誘電体層上に形成され、放電空間を区画する隔壁と、
前記隔壁及び前記第 2 の誘電体層上に形成された蛍光体と、
を備えることを特徴とするプラズマディスプレイパネル。

【請求項 10】

第 1 のガラス基板と前記第 1 のガラス基板に対向して配置された第 2 のガラス基板を用意する段階と、

前記第 1 のガラス基板上にサステイン電極を形成する段階と、

ガラス粉、分散剤、結合剤、可塑剤、および界面活性剤を含む第 1 の誘電体層で前記サステイン電極を覆う段階と、

前記第 2 の基板上にアドレス電極を形成する段階と、

前記アドレス電極を覆う第 2 誘電体層を形成する段階と、

前記第 2 の誘電体層の上に放電空間を区画する隔壁を形成する段階と、

前記隔壁及び前記第 2 の誘電体層の上に蛍光灯を形成する段階と、

を含むことを特徴とするプラズマディスプレイパネルの製造方法。

【請求項 11】

ガラス粉、分散剤、ガラス粉、分散剤、結合剤、可塑剤、および界面活性剤を含むことを特徴とするプラズマディスプレイパネル用グリーンシート。

【請求項 12】

前記界面活性剤は、フッ素系列の化合物であることを特徴とする請求項 11 記載のプラズマディスプレイパネル用グリーンシート。

【請求項 13】

前記界面活性剤は、シリコン系列の化合物であることを特徴とする請求項 11 記載のプラズマディスプレイパネル用グリーンシート。

【請求項 14】

前記界面活性剤の組成比は、0.1%以上2%以下であることを特徴とする請求項 11 ~ 13 のいずれかに記載のプラズマディスプレイパネル用グリーンシート。